

## 十和田市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
16年度	68,611	29,212,220	508,552	4,883,152	16.7	-

※平成17年1月1日合併のため、15年度は「-」としています。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

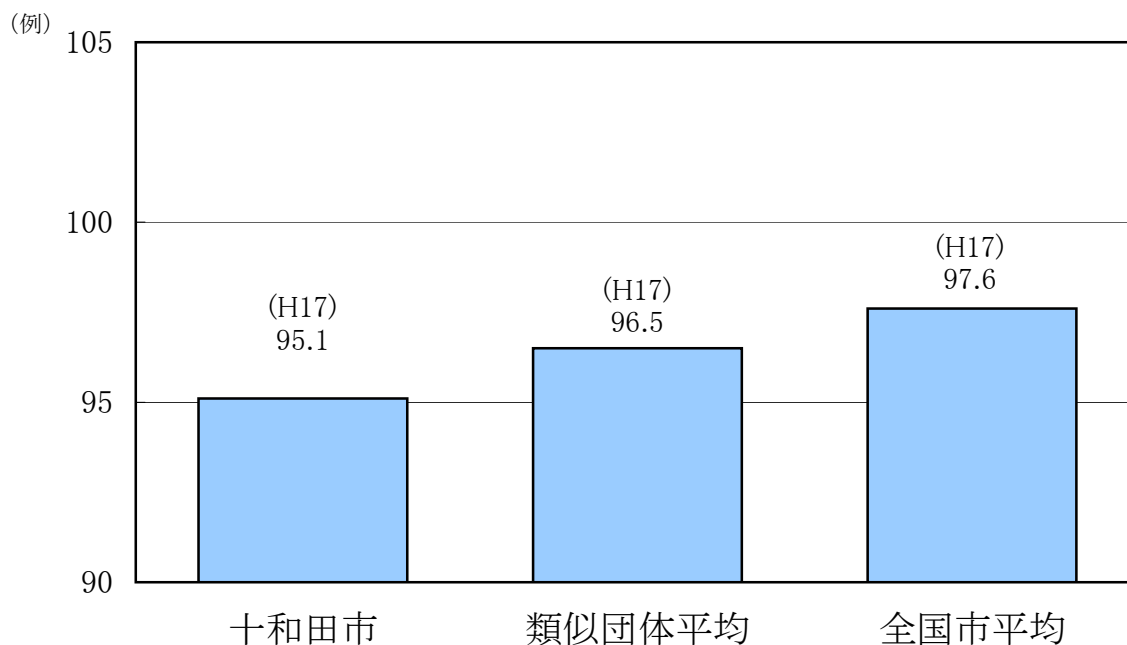
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	506	2,141,708	332,694	863,198	3,337,600	6,596

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### (3) 特記事項

平成17年1月1日 旧十和田市及び旧十和田湖町 新設合併

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※平成17年1月1日合併のため、平成12年4月1日の状況は掲載していません。

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十和田市	歳 43.1	円 340,621	円 405,921
			円 368,254
国	歳 40.3	円 329,728	円 382,092
類似 団体	歳 43.0	円 348,514	円 419,206
			円 388,317

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十和田市	歳 52.5	円 387,327	円 412,906
			円 409,911
うち用務員	歳 52.1	円 376,515	円 396,577
			円 400,778
うち自動車運転手	歳 53.3	円 386,169	円 425,657
			円 411,159
うちその他の技能労務職	歳 52.3	円 398,029	円 420,783
			円 417,679
国	歳 48.1	円 285,008	円 316,350
類似団体	歳 47.5	円 311,423	円 345,165
			円 334,468
民間事業者平均	歳 49.4	円 —	円 368,683

#### ③教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十和田市	歳 53.6	円 407,067	円 414,267
			円 410,133
国	歳	円	円
類似 団体	歳 42.5	円 346,403	円 382,547
			円 370,088

※国との比較はありません。

#### ④教育職（その他）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
十和田市	歳 48.0	円 457,100	円 492,183
国	歳	円	円
類似 団体	歳	円	円

※国、類似団体との比較はありません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区 分		十和田市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	134,400 円	143,300 円	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	191,100 円	205,000 円	—	—
	高校卒	—	—	—	—

※一般行政職のみ国と比較しています。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,185 円	308,071 円	383,467 円
	高校卒	216,222 円	257,625 円	319,433 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	205,700 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	421,750 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

※経験年数10年については9年～11年の平均を、経験年数15年については14年～16年の平均を、経験年数20年については19年～21年の平均を掲載しています。

※該当者がいない場合は「-」としています。

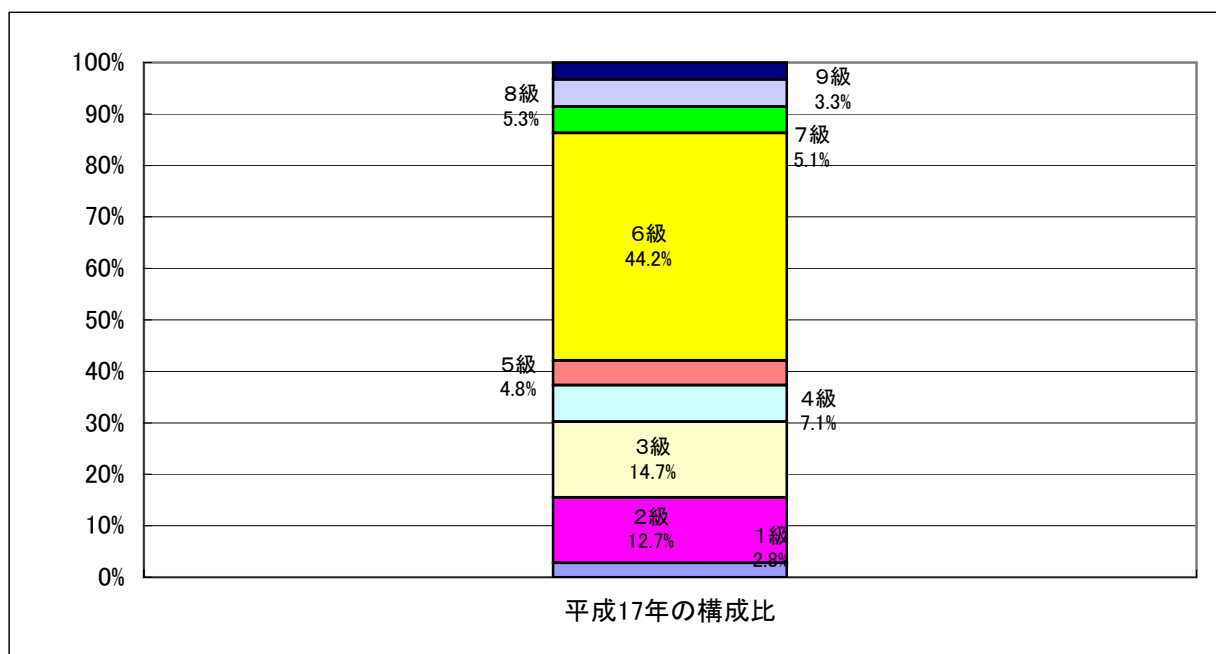
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	11 人	2.8 %
2 級	主事	50 人	12.7 %
3 級	主査	58 人	14.7 %
4 級	係長・主任主査	28 人	7.1 %
5 級	課長補佐	19 人	4.8 %
6 級	室長・参事	174 人	44.2 %
7 級	課長	20 人	5.1 %
8 級	理事	21 人	5.3 %
9 級	部長	13 人	3.3 %

(注) 1 十和田市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※平成17年1月1日合併のため、1年前及び5年前の構成比は掲載していません。

## (2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数 A	－ 人
	普通昇給機関(12～24月)を 短縮して昇給した職員数 B	－ 人
	比 率 B/A	－ %
15年度	職 員 数 A	－ 人
	普通昇給機関(12～24月)を 短縮して昇給した職員数 B	－ 人
	比 率 B/A	－ %

※平成17年1月1日合併のため「-」としています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

十和田市		国	
1人当たり平均支給額(16年度) 1,675 千円		-	
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20% 管理職加算10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

※国の平均支給額は示されていません。

##### (2) 退職手当 (17年4月1日現在)

十和田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職 30年以上2号給 20年以上30年未満1号給)					
1人当たり平均支給額	810千円	21,077千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

※退職時特別昇給の制度は、平成17年度で廃止となります。

##### (3) 調整手当 (17年4月1日現在)

支給実績		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額		-		円
支給対象職員	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
医療職給料表(1)の適用を受ける職員(医師)	10 %	30 人	10 %	

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

(4) 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合	—			%
手当の種類(手当数)				19
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者の救護若しくは感染症の病原体の付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額290円	
福祉業務手当	健康福祉部福祉課及び介護保険課並びに病院事業所に勤務する職員	生活保護に関する現業事務	月額5,000円	
		児童福祉等に関する現業事務、外勤して行う介護保険調査業務	月額4,000円	
		病院における上記事務	月額4,500円	
市税賦課手当	職員	専ら市税の賦課事務に従事したとき	月額3,700円	
市税徴収手当	職員	専ら市税の徴収事務(滞納処分含む。)に従事したとき	徴収月額 4,500円	
			納税管理 月額3,700円	
診療従事手当	病院事業所に勤務する医師	診療手当	月額100,000円～420,000円	
		救急手当(正規の勤務時間以外の時間又は休日に勤務を命ぜられ、緊急を要する診療に従事したとき)	1件につき500円～5,000円又は手術料等の20%(60,000円限度)	
		検診手当(検診及び健康精査業務に従事したとき)	検診料金の20%	
			健康精査1件につき5,000円	

		診断書作成手当(生命保険に係る診断書を作成したとき)	診断書手数料の50%
		麻酔手当(麻酔科に勤務する医師以外の医師が他の診療科の依頼により全身麻酔の業務に従事したとき)	麻酔料の20%
危険手当	病院事業所に勤務する医師以外の職員で精神病棟、感染症病棟、臨床検査科、放射線科、腎センターの業務に従事する職員	精神病棟、感染症病棟、臨床検査科、放射線科、腎センターの業務に従事したとき	日額200円
死体処理等手当	病院事業所に勤務する職員	死体処理業務に従事したとき	1体につき900円
		死体解剖業務に従事したとき	1体につき1,300円
夜間看護手当	病院事業所の病棟に勤務する看護師、助産師若しくは准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜の場合の看護等の業務	勤務2時間未満の場合 1回につき2,000円
			勤務2時間以上4時間未満の場合 1回につき2,900円
			勤務4時間以上の場合 1回につき3,300円
行旅死亡人等処置手当	職員	行旅死亡人等の処置に従事した場合	1回につき2,000円
		行旅病人等の処置に従事した場合	1回につき1,000円
助産師業務手当	病院事業所に勤務する助産師の資格を有する者	助産業務に従事した場合	月額4,400円



特殊自動車等運転業務手当	運転業務を行う技能技師等	特殊自動車等の運転業務に従事した場合	11月から翌年の3月までの期間 日額280円
			4月から10月までの期間 日額 230円
	除雪機の運転業務に従事した場合	日額280円	
現場作業手当	職員	災害現場、高所又は交通煩雑な車道上その他の危険な現場における作業	日額200円
	職員(行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)	土木建築等の工事現場又はその他の現場における調査測量又は工事の監督の作業	
	職員(行政職給料表の適用を受ける職員に限る。)	放牧場等における家畜の飼養及び繁殖等の管理作業	
救急医療待機手当	病院事業所に勤務する診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	救急医療に従事するため待機した場合	平日 1回につき3,000円
			土曜日 1回につき1,500円～4,500円
			日曜日又は祝日 1回につき3,000円～5,900円
電気主任技術者手当	電気主任技術者	電気工作物の工事、維持及び保安業務に従事した場合	月額4,000円
用地取得交渉手当	管財課に勤務する職員及び管財課の要請を受けて用地取得のための交渉の業務に従事する職員	用地取得のための交渉の業務に従事した場合	日額470円
使用料等収納手当	職員	外勤して使用料、手数料、分担金その他の税外諸収入金を収納した場合	日額200円

犬、猫等へい死体処理 手当	職員	犬、猫等のへい死体の 処理作業に従事した場 合	1回につき300円
保育士業務手当	市立保育所の保育士	保育業務に従事した場 合	月額7,000円
幼稚園業務手当	市立幼稚園の幼稚園教諭	教育業務に従事した場 合	月額5,000円

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	—	千円
支給実績(16年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	—	千円

※平成17年1月1日合併のため、「-」としています。

(6) その他の手当（17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)		
管理職手当	給料月額に対する支給割合	異なる	国では5種の区分に応じて10～25%で特別調整額を支給している。	－ 千円	－ 円		
	部長					12%	
	総括理事					11%	
	理事					10%	
	課長					9%	
	室長					8%	
初任給調整手当	医師に月額307,900円の範囲内で支給	同じ		－ 千円	－ 円		
扶養手当	配偶者	13,500円	同じ		－ 千円	－ 円	
	配偶者以外						
	1人目	配偶者が扶養親族である場合					6,000円
		配偶者が扶養親族でない場合					6,500円
		配偶者なし					11,000円
	2人目	6,000円					
	3人目以上	1人につき 5,000円					
16歳から22歳までの子 がいる場合	1人につき 5,000円						
住居手当	借家居住者月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に支給 最高27,000円	異なる	自宅について、国では新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している世帯主である職員に2,500円支給している。	－ 千円	－ 円		
	自宅居住者で世帯主である職員 3,000円						
休日勤務手当	勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ		－ 千円	－ 円		

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100			- 千円	- 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円	同じ		-	千円
	医師の当直 20,000円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の区分に応じ支給 4,000円～12,000円	異なる	国では5種の区分に応じて支給。十和田市では9区分としている。	- 千円	- 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に支給	同じ		-	千円
	世帯主で扶養親族のある職員 17,800円				
	世帯主で扶養親族のない職員 10,200円				
	その他の職員 7,360円				
通勤手当	交通機関等(バス等)利用者の支給限度額 55,000円	異なる	国の交通用具(自動車等)利用者の最高限度額は24,500円、四輪自動車を使用する場合の使用距離区分が5キロメートルごと。十和田市は2キロメートルごとの区分となっている。	-	千円
	交通用具(自動車等)利用者の支給限度額 35,000円				
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額68,000円	同じ		- 千円	- 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のために十和田市に派遣された職員に支給 滞在期間に応じ1日3,970円～6,620円			- 千円	- 円

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

## 5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	861,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	助 役	700,000	円	1,003,000	円/	637,500	円
	収 入 役	636,000	円	833,000	円/	552,000	円
報酬	議 長	450,000	円	746,000	円/	536,400	円
	副 議 長	391,500	円	645,000	円/	376,000	円
	議 員	362,000	円	558,000	円/	324,700	円
期末手当	市区町村長 助 役 収 入 役	(16年度支給割合) 3.3		月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(16年度支給割合) 3.3		月分			
退職手当	市区町村長 助 役 収 入 役	(算定方式) 最終給料×勤続期間×655/100 最終給料×勤続期間×320/100 最終給料×勤続期間×290/100		(支給時期) 任期が終了したとき（再選又は再任されたときは、前後の在職期間は通算しない。）			

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議 会	11	9	△2	合併による調整
	総 務	139	134	△5	組織・機構の改革に伴う職員減
	税 務	39	36	△3	組織・機構の改革に伴う職員減
	民 生	71	72	1	合併による調整
	衛 生	33	32	△1	欠員不補充
	農林水産	43	40	△3	合併による調整
	商 工	15	18	3	合併による調整
	土 木	48	51	3	合併による調整
	小 計	399	392	△7	[参考:類似団体の職員数_400_]
政 特 部 別 門 行	教 育	110	96	△14	組織・機構の改革に伴う職員減
	小 計	110	96	△14	[参考:類似団体の職員数_155_]
公 営 会 企 業 部 等 門	病 院	388	387	△1	欠員不補充
	水 道	28	28	0	
	下水道	21	20	△1	合併による調整
	その他	28	25	△3	合併による調整
	小 計	465	460	△5	
合 計		974 [ 1082 ]	948 [ 1081 ]	△26 [ △1 ]	

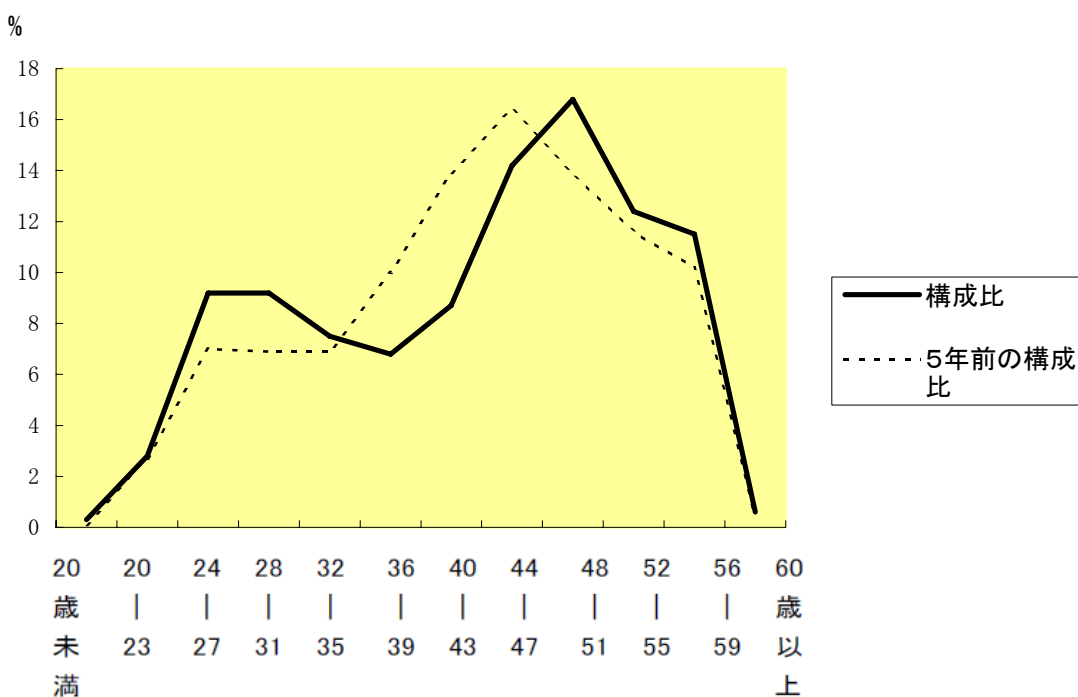
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

※平成16年の職員数については、合併前の市町の職員数を合わせたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	3人	27人	87人	87人	71人	64人	82人	135人	159人	118人	109人	6人	948人

※グラフの5年前の構成比については、合併前の市町の職員数を合わせたものです。

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	64人の減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

884人
------

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		16 年	17 年	18 年	19 年	20年～21年	(参考)
部 門		計画前年	1 年 目	2 年 目	3 年 目	計	数値目標
一般行政	減 員		24				
	増 員		17				
	差 引		△7			( % )	
	職員数	399	392				361

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間である。

2 ( % ) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

（各年4月1日現在）

区 分		16 年	17 年	18 年	19 年	20年～21年	(参考)
部 門		計画前年	1 年 目	2 年 目	3 年 目	計	数値目標
特別行政	減 員		20				
	増 員		6				
	差 引		△14			( % )	
	職員数	110	96				75
公営企業 等 会 計	減 員		28				
	増 員		23				
	差 引		△5			( % )	
	職員数	465	460				448
計	減 員		39				
	増 員		20				
	差 引		△19			( % )	
	職員数	575	556				523



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
16年度	千円 1,382,907	千円 175,816	千円 176,815	% 12.8	% -

※平成17年1月1日合併のため、15年度の職員給与費比率を「-」としています。

##### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 28	千円 122,440	千円 19,742	千円 50,340	千円 192,522	千円 6,876

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

##### ウ 特記事項

平成17年1月1日 旧十和田市及び旧十和田湖町 新設合併

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
十和田市水道事業	44.3 歳	359,957 円	560,262 円
団 体 平 均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

十和田市水道事業		十和田市一般行政職	
1人当たり平均支給額(16年度) 1,690 千円		1人当たり平均支給額(16年度) 1,646 千円	
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分		(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	
勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分		勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	
		団体平均(市町村平均)	
		1人当たり平均支給額(16年度) 1,768 千円	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（17年4月1日現在）

十和田市水道事業			十和田市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職 30年以上2号給 20年以上30年未満1号給)			(退職時特別昇給 勸奨退職 30年以上2号給 20年以上30年未満1号給)		
1人当たり平均支給額 該当なし			1人当たり平均支給額 482 千円 27,587 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

※退職時特別昇給の制度は、平成17年度で廃止となります。

ウ 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績(16年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	—			%
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
上下水道料金収納手当	職員	外勤して水道料金を収納したとき	日額200円	
企業現場作業手当	職員	災害現場、高所又は交通煩雑な車道上その他危険な現場における作業	日額200円	
		水道工事等の現場その他の現地における調査、測量又は工事の監督の作業		
		給配水管の維持管理の現場作業		
施設勤務手当	職員(水源地及び浄水場の施設に常時勤務する職員)	高圧ガス取扱者、酸素欠乏危険作業者、電気・機械技術者、ボイラー取扱者、危険物取扱者又は放射線取扱者の職にある職員	月額4,000円	
		その他の職員	月額3,000円	

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

エ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	—	千円
支給実績(16年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	—	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

オ その他の手当(17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		
管理職手当	給料月額に対する支給割合	異なる	国では5種の区分に応じて10~25%で特別調整額を支給している。	—	千円		
	部長					12%	
	総括理事					11%	
	理事					10%	
	課長					9%	
	室長					8%	
扶養手当	配偶者	同じ		—	千円		
	配偶者以外						
	1人目					配偶者が扶養親族である場合	6,000円
						配偶者が扶養親族でない場合	6,500円
						配偶者なし	11,000円
	2人目					6,000円	
	3人目以上					1人につき	5,000円
16歳から22歳までの子がいる場合	1人につき	5,000円					

住居手当	借家居住者月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に支給 最高27,000円	異なる	自宅について、国では新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している世帯主である職員に2,500円支給している。	—	千円	—	円
	自宅居住者で世帯主である職員 3,000円						
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100			—	千円	—	円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円	同じ		—	千円	—	円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の区分に応じ支給 4,000円～12,000円	異なる	国では5種の区分に応じて支給。十和田市では9区分としている。	—	千円	—	円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に支給	同じ		—	千円	—	円
	世帯主で扶養親族のある職員 17,800円						
	世帯主で扶養親族のない職員 10,200円						
	その他の職員 7,360円						
通勤手当	交通機関等(バス等)利用者の支給限度額 55,000円	異なる	国の交通用具(自動車等)利用者の最高限度額は24,500円、四輪自動車を使用する場合の使用距離区分が5キロメートルごと。十和田市は2キロメートルごとの区分となっている。	—	千円	—	円
	交通用具(自動車等)利用者の支給限度額 35,000円						
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額68,000円	同じ		—	千円	—	円

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	1人の減

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

27人
-----

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	16 年	17 年	18 年	19 年	20年～21年	(参考)
		計画前年	1 年 目	2 年 目	3 年 目	計	数値目標
一般行政	減 員	/	0				/
	増 員	/	0				
	差 引	/	0			( % )	
	職員数	28	28				

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間である。

2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
16年度	千円 1,932,315	千円 △261,920	千円 138,433	% 7.2	% -

※平成17年1月1日合併のため、15年度の職員給与費比率は「-」としています。

#### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
17年度	人 21	千円 85,663	千円 15,438	千円 35,378	千円 136,479 6,499

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は当初予算に計上された額である。

#### ウ 特記事項

平成17年1月1日 旧十和田市及び旧十和田湖町 新設合併

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
十和田市下水道事業	38.9 歳	314,855 円	501,728 円
団 体 平 均	44.8 歳	385,011 円	601,651 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

十和田市下水道事業		十和田市一般行政職	
1人当たり平均支給額(16年度) 1,453 千円		1人当たり平均支給額(16年度) 1,646 千円	
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	
		団体平均(市町村平均)	
		1人当たり平均支給額(16年度) 1,807 千円	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（17年4月1日現在）

十和田市下水道事業			十和田市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職 30年以上2号給 20年以上30年未満1号給)			(退職時特別昇給 勸奨退職 30年以上2号給 20年以上30年未満1号給)		
1人当たり平均支給額 該当なし			1人当たり平均支給額 482 千円 27,587 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

※退職時特別昇給の制度は、平成17年度で廃止となります。

ウ 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績(16年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	-			%
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
上下水道料金収納手当	職員	外勤して下水道使用料を収納したとき	日額200円	
企業現場作業手当	職員	災害現場、高所又は交通煩雑な車道上その他危険な現場における作業	日額200円	
		下水道工事等の現場その他の現地における調査、測量又は工事の監督の作業		
		下水管渠等の清掃の現場作業		
施設勤務手当	職員(下水処理場の施設及び下水ポンプ場に常時勤務する職員)	高圧ガス取扱者、酸素欠乏危険作業者、電気・機械技術者、ボイラー取扱者、危険物取扱者又は放射線取扱者の職にある職員	月額4,000円	
		その他の職員	月額3,000円	

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

エ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	—	千円
支給実績(16年度決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	—	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

オ その他の手当(17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		
管理職手当	給料月額に対する支給割合	異なる	国では5種の区分に応じて10～25%で特別調整額を支給している。	—	千円		
	部長					12%	
	総括理事					11%	
	理事					10%	
	課長					9%	
	室長					8%	
扶養手当	配偶者	同じ		—	千円		
	配偶者以外						
	1人目					配偶者が扶養親族である場合	6,000円
						配偶者が扶養親族でない場合	6,500円
						配偶者なし	11,000円
	2人目					6,000円	
	3人目以上					1人につき	5,000円
16歳から22歳までの子がいる場合	1人につき	5,000円					



住居手当	借家居住者月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に支給 最高27,000円	異なる	自宅について、国では新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している世帯主である職員に2,500円支給している。	—	千円	—	円
	自宅居住者で世帯主である職員 3,000円						
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100			—	千円	—	円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円	同じ		—	千円	—	円
	医師の当直 20,000円						
管理職員特別勤務手当	管理職手当の区分に応じ支給 4,000円～12,000円	異なる	国では5種の区分に応じて支給。十和田市では9区分としている。	—	千円	—	円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に支給	同じ		—	千円	—	円
	世帯主で扶養親族のある職員 17,800円						
	世帯主で扶養親族のない職員 10,200円						
	その他の職員 7,360円						
通勤手当	交通機関等(バス等)利用者の支給限度額 55,000円	異なる	国の交通用具(自動車等)利用者の最高限度額は24,500円、四輪自動車を使用する場合の使用距離区分が5キロメートルごと。十和田市は2キロメートルごとの区分となっている。	—	千円	—	円
	交通用具(自動車等)利用者の支給限度額 35,000円						
単身赴任手当	異動等により単身で生活する職員に支給 支給限度額68,000円	同じ		—	千円	—	円

※平成17年1月1日合併のため、支給実績等は「-」としています。

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	1人の減

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

20人
-----

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	16 年	17 年	18 年	19 年	20年～21年	(参考)
		計画前年	1 年 目	2 年 目	3 年 目	計	数値目標
一般行政	減 員		1				
	増 員		0				
	差 引		△1			( %)	
	職員数	21	20				20

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間である。

2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。